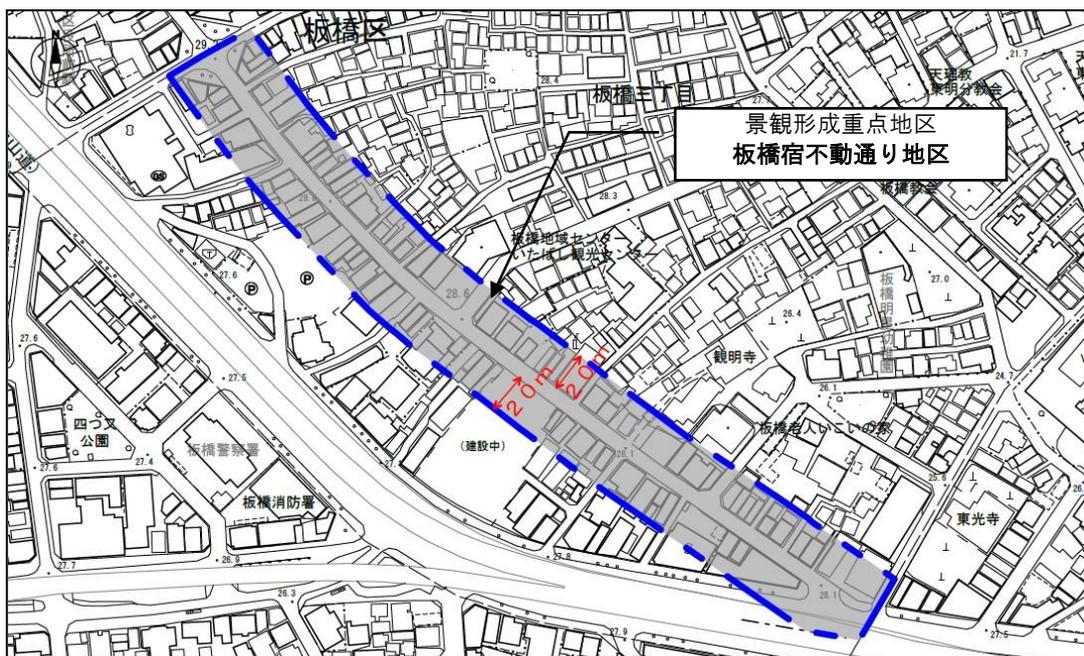


景観計画の変更に伴い、 令和4年7月1日より届出が必要になります。

① 板橋宿不動通り地区が景観形成重点地区に指定されました。

板橋宿不動通り地区の景観形成の考え方は、建築物の建築等に際し、伝統的な素材の使用、温かく落ち着いた色彩の採用や玄関周りの植栽帯など、宿場町の面影をイメージした誂えを施すことで、寄ってみたいくなる魅力的な商店街を目指した景観の形成を進める。

[板橋宿不動通り地区景観形成重点地区指定区域図]



② 一般地域の届出対象規模のうち敷地面積について一部変更しました。

一般地域における建築等の届け出対象規模は、高さ 20m以上、敷地面積 1000 m²以上、延床面積 2000 m²以上としています。区の大規模建築物等指導要綱と整合を図るとともに景観形成への影響が大きい建築計画等を届け出対象とするため、敷地面積について次の通り変更いたします。

- ・ 変更前：敷地面積 1000 m²以上
- ・ 変更後：敷地面積 1000 m²以上（※1）

※1：但し、同一事業者等が隣接地もしくは連坦する計画地において、同時期に計画や建築行為等を行う敷地面積の合計面積が 1000 m²以上を対象とする。

問い合わせ先
区役所北館5階 15番窓口
都市整備部都市計画課都市景観係
電話 3579-2549